

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 98 号

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則を廃止する規則

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則（昭和 25 年岩手県規則第 55 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされたこの規則による廃止前の県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則（以下「旧規則」という。）の規定による納入金の納付又は納入の義務がある者の郵便振替による払込みについては、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。